

2018年5月22日

JEITA 法務・知的財産部会  
改正民法対応TF

## 「改正民法施行後の契約における売買・請負の担保責任のあり方について」

IT製品・サービスに係る企業活動において、売買、請負の取引は頻繁に行われますが、2020年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号、以下「改正民法」）では、売買、請負における買主・注文者（以下「発注者」）に対する売主・請負人（以下「受注者」）の責任も改正されます。

しかしながら、民法は元々、必ずしもIT製品・サービスに係る企業活動・取引に適した条件と整合しない側面があり、IT製品・サービス関連取引では、民法と一部異なる条件で取引を行う慣行が成立しています。それにも関わらず、改正民法の条件をそのまま契約で用いる場合、受注者の担保責任期間が現状の企業間及び公的機関等・企業間の取引慣行に比べ大きく長期化する、「契約内容への不適合」の意義が曖昧なままとなるといった問題があります。

当協会として、改正民法を根拠に、取引慣行と著しく異なる責任・運用が受注者に要求されることは、IT製品・サービス関連取引における発注者・受注者双方にとっての活発な企業活動、健全な企業育成の大きな阻害要因となりかねないと懸念するところであり、改正民法に優先する発注者・受注者間の担保責任に関する契約条件のあり方は現行の取引慣行が引き続き維持されるべきものとして、下記のとおり意見を表明致します。

### 記

#### 1. ハードウェア等の製品売買、ソフトウェア開発等の請負における担保責任期間について

受注者の担保責任期間は、以下の理由から、改正民法下での契約でも、現行の取引慣行どおり「引渡し（又は検収）時から〇ヶ月」<sup>1</sup>とすることが妥当であると考えます。

##### 【担保責任期間の比較】

- ①取引慣行における受注者の担保責任期間（無償保証期間と位置づけられることもある）  
引渡し（又は検収）時から〇ヶ月（瑕疵修補請求等の権利の存続期間）
- ②改正民法における受注者の担保責任期間（改正民法第566条、第637条第1項）<sup>2</sup>
  - i 「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」（以下「種類・品質の不適合」）である場合  
：不適合がある旨を発注者が知った時から1年（当該不適合の事実の通知期限）
  - ii 「数量又は権利移転義務に関して契約の内容に適合しないもの」（以下「数量等の不適合」）である場合  
：時効に従う

なお、本紙では「種類・品質の不適合」と「数量等の不適合」を併せ「契約内容不適合」とします。

<sup>1</sup> 『情報システムにおいては、1年あれば、1事業年度、四季(季節的変動)等のサイクルを経験し、基本的な機能について一通り経験できると考えられることから、1年程度がおおむね妥当な期間と思われる。』（JEITA ソリューションサービス事業委員会「ソフトウェア開発モデル契約の解説」商事法務（2008）、145頁）

<sup>2</sup> 改正民法第166条第1項により時効消滅するまで（権利行使することができることを知った時から5年間、又は権利を行使することができる時から10年のいずれか早いときに時効消滅）。

## 【理由】

- (1) 改正民法に準拠する場合、発注者が種類・品質の不適合を知った時から1年が担保責任期間となり、取引慣行よりも受注者の担保責任期間が長期化します。また、担保責任期間の起算点が「知った時」になるため、「知った」か「知らない」かという発注者側の主観に依拠することとなり、受注者の立場が長期間にわたり不安定となります。この場合、以下のような弊害が生じます。
- ① 受注者は責任期間延長に必要なコスト（長期化する期間分の人件費・賠償リスク費等）を見積りに加算せねばならず、取引対価が上昇。社会全体でコスト増となり、最終的に消費者に転嫁されうる。
    - ・従来は引渡し（又は検収）後〇ヶ月の瑕疵対応状況を鑑み見積もっていたが、開発成果物が存在しない契約時点で、引渡し（又は検収）後の長期かつ未確定要素の多い不具合への対応費用にリスク費用を含めて見積もらざるを得ない。
    - ・受注者の担保責任期間が最大で10年となるため、当該期間の使用に耐えうるシステムとするために、検討要素・範囲が増大し、各工程も長期化する（従来は、〇ヶ月の担保責任期間・4～5年のライフサイクルを前提に設計・開発・テスト等各工程を実施）。
  - ② IT分野の取引目的物の修補等の対応には、その開発に携わった技術者の知見が必須な場合が多く、担保責任期間が長期化する場合、受注者はその期間中当該技術者を拘束する等対策を講じねばならない。企業の人員計画上過剰な負荷になる上に、当該従業員は多様な業務に参画する機会が減り、人材育成上も障害になりうる。
  - ③ IT製品・サービス関連取引には、受注者が他ベンダーから調達する製品・役務が含まれる。発注者・受注者間の担保責任期間を改正民法に準拠する場合、受注者・調達先間も同等の期間とする必要があるが、「(顧客側が) 知った時」を担保責任期間の起算点とするIT製品等は皆無に等しく、各当事者間の契約条件が整合しない。
- (2) 今回の改正により、担保責任期間を現行民法の売買のルールに合わせることになりましたが、従前から、現行民法の売買の担保責任期間は、実際の取引で採用されていません<sup>34</sup>。法改正を契機に、契約条件を民法に合わせる必要はないと考えます。
- (3) 民法は消費者との取引にも適用されるものであり、消費者は通常、取引の目的物等を検査する能力が高くないこと（消費者保護の観点）等の理由で、改正民法の担保責任期間の起算点は、発注者が不適合を「知った時」にしています。これに対し、企業間の取引では、発注者は注意して検査する役割を担っており、かつ、納入後に発注者が検査するプロセスを取っています。これらにより、発注者・受注者間の取引関係の合理的期間での安定化を図っておりますので、契約においては、取引慣行通り、引渡し（又は検収）時を起算点とすることが妥当と考えます。

---

<sup>3</sup> 現行民法上の売買の担保責任期間は発注者が瑕疵を知ってから1年（民法第566条第3項）。しかし、引渡し（又は検収）から数年後に担保責任を追及されることはビジネスにそぐわない（売主が長い間不安定となる）との背景で、商法は「引渡しから6か月」と短縮しており（商法第526条）、これを受け、売買では、民法と異なる「引渡し（又は検収）時から起算し、〇ヶ月」の責任期間とすることが取引慣行になっている。

<sup>4</sup> 商人間の売買における受注者の担保責任期間は、改正民法施行後も、現行「商法」どおり引渡し時から6か月。

## 2. 担保責任期間（引渡し（又は検収）後〇ヶ月）経過後の契約内容不適合の修補は、保守契約を結び実施すべきであることについて

開発着手前の段階で将来のソフトウェアに生じる契約内容不適合への修補費用を算出することは不確定要素が多くコストが高くなることから、現行どおり上記担保責任期間経過後の修補は保守契約を結び実施すべきであると考えます。

### 【理由】

受注者においては、ソフトウェア開発の引渡し（又は検収）後〇ヶ月の担保責任期間の中で一連の不具合対応<sup>5</sup>を発注者と協働して実施し、その収束状況から当該期間経過後の稼動状況や不具合の発生リスク・システムのライフサイクル等も踏まえて保守費用を見積もることが一般的です。

これらを契約前の段階で行うことは、1（1）①のとおり、発注者・受注者双方にとって積極的なメリットがありません。

一方、ソフトウェアに関し後発的にセキュリティ等の課題が発生することに備え、現行、保守契約の一部として予防保守を行う場合がありますが、それらは契約内容不適合に対する担保責任に基づく修補ではありません。このように、改正民法をもって保守契約が不要となるものではなく、発注者側でソフトウェアに対策を行う必要性は引き続き残りますので、受注者と保守契約を結び適切に維持することが必要と考えます。

## 3. ソフトウェア開発等<sup>6</sup>の請負で担保責任対象となる「契約内容不適合」の定義について

当協会ソリューションサービス事業委員会が公表した「ソフトウェア開発基本契約書」（以下「モデル契約」）では、ソフトウェア開発等の請負における納入物の瑕疵担保責任規定において、「瑕疵」とは「システム仕様書との不一致」を指すものと定義しています。

改正民法で、「瑕疵」は「契約内容不適合」に変わりますが、以下の理由から、引き続きモデル契約同様に「契約内容不適合」は「システム仕様書との不一致」と定義することが合理的と考えます。

### 【理由】

現行民法では、「瑕疵」とは具体的に何を意味するか曖昧であるという問題があります。このため、当協会モデル契約は、「瑕疵」とは「システム仕様書との不一致」を指す<sup>7</sup>旨の定義を置いています。

改正民法では、現行民法の「瑕疵」の表現自体が国民一般には分かりにくい等との趣旨から、「契約内容不適合」が担保責任の対象となりました。

しかしながら、瑕疵と同様に「契約内容不適合」の意義・判断基準はなお曖昧なため、契約で定義を置くことの合理性が認められると考えます。

以 上

<sup>5</sup> 契約内容不適合か否かの切り分け・暫定的な回避策や運用方法の策定・具体的な対策版の作成・影響範囲の調査や実装のタイミングの調整・対策版の実装等のプロセス。

<sup>6</sup> 本項ではソフトウェアの開発請負を想定しており、ハードウェア等の売買は第1項参照。

<sup>7</sup> 第29条『…納入物についてシステム仕様書との不一致（以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合…』